

徳島県西部地域政策総合会議計画推進評価部会設置要領

（設置）

第 1 条 徳島県西部地域政策総合会議設置要綱第 7 条の規定に基づき、徳島県西部地域政策総合会議に計画推進評価部会（以下「部会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 部会は、委員及び専門委員をもって組織し、その定数は 7 人以内とする。

2 部会に属する委員及び専門委員は議長が指名する。

（部会長及び副部会長）

第 3 条 部会に、部会長を置き、議長が指名する。

2 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の協議経過及び結果を議長に報告するものとする。

3 部会に副部会長を置き、部会長が指名する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分掌）

第 4 条 部会は、徳島県西部圏域振興計画（以下「計画」という。）の推進に関し、次に掲げる事項について検討する。

1 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。

2 その他、計画推進上必要な事項に関すること。

（会議）

第 5 条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会の会議は、部会に属する委員及び専門委員の総数の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

（雑則）

第 6 条 この規定に定めるもののほか、部会の運営その他部会に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規定は、平成 21 年 12 月 7 日から施行する。